

函館市教育研究活動推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校および高等学校（次条において「市内学校」という。）の教育水準のより一層の向上を図ることを目的とする研究活動団体が実施する研究活動等に対して、函館市教育研究活動推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、市内学校に在籍する教職員で構成される研究活動団体のうち、函館市教育研究会連絡協議会（次条第1号において「協議会」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 協議会および協議会を構成する各種研究会（次号において「研究会」という。）が行う研究、研修および調査活動に要する経費
- (2) 研究会相互に連携して行う研修、研究および調査活動に要する経費
- (3) その他補助金等の交付の目的を達成するため必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、補助の割合は、補助対象経費の2分の1以内とする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。